

東武鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

改 正	現 行
(前略) (特急券等の発売) [連規準用] 第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券等を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 2 特急列車等の特別座席は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、当該特別座席券を発売する。 (1) 個室 イ 大人 4人 ロ 大人 3人 小児 1人 ハ 大人 2人 小児 3人 ニ 大人 1人 小児 4人 ホ 小児 6人 (2) コックピットラウンジ イ 1 <u>人</u>用 大人および小児の合計 1人 ロ 2 <u>人</u>用 大人および小児の合計 2人 ハ 4 <u>人</u>用 大人および小児の合計 4人 ただし、2人以上で発売する。 (3) ボックスシート 大人および小児の合計 2人 (4) コンパートメント 大人および小児の合計 4人 (5) コックピットスイート 大人および小児の合計 7人 3 直通特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、連絡個室券を発売する。 大人および小児の合計 4人 4 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。 (中略) (手回り品および持込禁制品) [連規準用] 第307条 旅客は、第308条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次	(前略) (特急券等の発売) [連規準用] 第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券等を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。 2 特急列車等の特別座席は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、当該特別座席券を発売する。 (1) 個室 イ 大人 4人 ロ 大人 3人 小児 1人 ハ 大人 2人 小児 3人 ニ 大人 1人 小児 4人 ホ 小児 6人 (2) コックピットラウンジ イ 1 <u>名</u>用 大人および小児の合計 1人 ロ 2 <u>名</u>用 大人および小児の合計 2人 ハ 4 <u>名</u>用 大人および小児の合計 4人 ただし、2人以上で発売する。 (3) ボックスシート 大人および小児の合計 2人 (4) コンパートメント 大人および小児の合計 4人 (5) コックピットスイート 大人および小児の合計 7人 3 直通特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、連絡個室券を発売する。 大人および小児の合計 4人 4 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。 (中略) (手回り品および持込禁制品) [連規準用] 第307条 旅客は、第308条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次

改 正	現 行
のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用しておそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。<u>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。</u>） (4) 死 体 (5) 動物（少数量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。 注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。	のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用しておそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。） (4) 死 体 (5) 動物（少数量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第4項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの <u>(注) 別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</u> 2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。 注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。

改 正	現 行
<u>第 307 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。</u> <u>(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</u> (中略) 規則別表第 4 号 (規則第307条) <u>(別紙 1 参照)</u> (後略)	(中略) 規則別表第 4 号 (規則第307条) <u>(別紙 2 参照)</u> (後略)

附則

この規則の改正は、2025年 4 月 1 日から実施する。

別紙 1（改正）

規則別表第 4 条（規則第307条）

危 険 品

品 番 号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、 除菌スプレー＊	
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢 酸、農業用酢酸＊	2リットル以内又は 容器・荷造ともの重 量が2キログラム以 内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿 剤、化粧品（ローショ ン、クリーム等）＊	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（パンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルーペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				フロン—12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フロン—22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
4	可燃性のガス	高压ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	D N 剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	B H C 剤		
			—	D D T 剤		
			—	鉱油剤		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

別紙 2 (現行)

規則別表第 4 号 (規則第307条)

危 険 品

品目 番号	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 物 品
1	火薬類	(1) 火 薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆 薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩または過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管または火管付薬きょう、火薬または爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造との重量が 1 kg 以内のもの (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管または銃用雷管付薬きょうで 400 個以内のもの (3) 銃用実包または銃用空包で、弾帯または薬ごうにそう入し、または振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 200 個以内（競技用の口径 0.22 インチ以内のライフル銃用実包または拳銃用実包にあっては 800 個以内）のもの
2	高 圧 ガ ス	(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオ	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
危険品			
品目 番号	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 物 品

2	高 圧 ガ ス	ンガス、その他の圧縮ガスおよびその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオン-12、フレオン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガスおよびその製品	(1) 医療用または携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2ℓ以内のものまたは容器・荷造ともの重量が2kg以内のもの
3	マッチと 軽火工品	(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん(発煙筒を含む。)、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管(大形紙雷管を含む。)、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、発火薬または着火器ともいう。)、冷始動発熱筒、始発筒、その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで容器・荷造ともの重量が3kg以内のもの (2) 導火線または電気導火線で、容器・荷造ともの重量が3kg以内のもの (3) がん具煙火、競技用紙雷管およびその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造ともの重量が1kg以内のもの (4) 信号えん管および信号火せんで実重量が500g以内のもの (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒および始発筒で、容器・荷造ともの重量が3kg以内のもの 危険品
品目 番号	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 物 品
4	油紙、 油布類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造ともの重量が5kg以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロールまたはザイロール)、メタノール(メチルアルコールまたは木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、バラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルブロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、その他の可燃性液体およびその製品(ペンキ等) (2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)で、2ℓ以内のものまたは容器・荷造とも重量が2kg以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。 ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
6 危険品	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状またはひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセ	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造とも重量が2kg以内のものは、手回り品と
品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品
6	可燃性固体	ルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモンまたは硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体およびその製品	して車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイト(炭化カルシウム)	乾燥した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20kg以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

8	酸 類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。） 沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5ℓ 以内のもの (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
9	酸化腐しよく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェ	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5ℓ 以内のもの (2) 晒粉および酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造ともの重量が 3 kg 以内のもの
品目番号	危 険 品 の 品 目		適用除外の物品
9	酸化腐しよく剤	ノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤およびその製品	
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フエロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム・ホルマリンおよび液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した 0.5ℓ 以内のもの (2) 揮散性毒物のうち、試薬として用いるもので、容器・荷造ともの重量が 3 kg 以内のもの

危険品

11	放射性 物 質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・ アイソトープ）	
12	セルロ イド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セル ロイド製品および同半成品	日常の用途に使用する小 売店等で通常購入可能なセル ロイド製品で、実重量が 300g 以内のものは、手回 り品として車内に持ち込む ことができる。
13	農 薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、 ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、 ニコチン剤、デリス剤、BHC 剤、DDT 剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン 剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN 剤、燻 蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品 は、手回り品として車内に 持ち込むことができる。 （１）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の 適用を受けないもの （２）拡散用高压容器に 封入した農薬で 2 本以 内のもの

備考 この表で、「実重量が何 g 以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。